

財団法人大日本蚕糸会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第45条に基づき、平成26年3月19日付で一般財団法人への移行の認可を得ましたので、平成26年4月1日をもちまして「一般財団法人大日本蚕糸会」に移行いたしました。

新法人は、旧法人の権利・義務を総て継承し、法人としての同一性が保たれますので、これまでの契約等は、何ら変わることなく新法人に引き継がれます。